

# 各公的給付等制度の比較

制度	犯罪被害給付制度	協力援助者災害給付制度	労働者災害補償保険制度	公害健康被害補償制度 (注)	自動車損害賠償責任保険制度	原子力損害賠償制度
財源と基本となる負担者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国費 (災害が警察庁の警察官に協力援助したことに起因する場合)</li> <li>○ 都道府県費</li> <li>○ 国からの補助金 (災害が都道府県警察の警察官に協力援助したことに起因する場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業主の保険料 ※ 制度の年金化に伴う事業者の負担等を考慮し、一部を一般会計から繰入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ばい煙発生施設等設置者からの汚染負荷量賦課金</li> <li>○ 自動車重量税の一部 (補償給付/公害保健福祉事業の一部)</li> <li>○ 大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者・大気汚染に関連のある活動を行う者からの拠出金 (公害健康被害予防事業)</li> <li>※ 福祉事業・予防事業については、一部を一般会計から補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車ユーザーの保険料 (責任保険制度)</li> <li>○ 自動車ユーザーに対する賦課金 (政府保障事業、被害者保護増進等事業)</li> <li>※ 上記のほか、一般会計からの繰戻しあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力事業者からの保険料及び補償料</li> <li>○ 原子力事業者からの一般負担金</li> <li>○ 資金援助を受けた原子力事業者 (認定事業者) からの特別負担金</li> <li>※ 機構が、国からの交付国債により、認定事業者に対して資金援助を行う場合、当該援助に係る資金の国庫納付義務は機構が負う。</li> </ul>
主な目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪被害の早期軽減・再び平穏な生活を営むための支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 協力援助者が受けた災害による損失の補填</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務災害等を被った労働者や遺族の迅速かつ公正な保護 (労働災害による損失の補填)</li> <li>○ 被災労働者の社会復帰</li> <li>○ 被災労働者等の援護</li> <li>○ 安全衛生の確保等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民事責任を踏まえた公害による損害の補填</li> <li>○ 公害による健康被害の回復・増進</li> <li>○ 公害による健康被害の予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の保障 (責任保険制度)</li> <li>○ ひき逃げ等における損害の填補 (政府保障事業)</li> <li>○ 自動車事故被害者支援</li> <li>○ 自動車事故防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 損害の賠償</li> </ul>
制度のスキーム						

※本資料は、検討会における各省庁の説明資料等を基に事務局で整理したもの。

(注) 公害健康被害補償制度については、第一種地域関係に関して記載